

療養担当規則に基づく書面掲示（患者さんへお知らせ）

💡 診療時間外の対応及び各種相談について

当院は、厚生労働省（東北厚生局）へ「機能強化加算」、「時間外対応加算1」を算定する医療機関として届出しています。

当院を受診している患者さんに次のような対応を行います。

1. 診療時間内の対応

- ・受診している他の医療機関や処方されているお薬を伺い、必要な薬の管理を行います。
- ・必要に応じ専門の医師・医療機関を紹介します。
- ・健康診断の結果に関する相談など、健康管理に関する相談に応じます。
- ・介護・保健・福祉サービスの利用に関する相談に応じます。

2. 診療時間外の対応

- ・診療時間外の問い合わせにも可能な限り対応します。

時間外の連絡先 < 090-5925-6122 >

💡 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などありましたら医師または看護師までご相談ください。

💡 明細書の発行について

当院は、医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した薬剤や行われた検査の名称を記載しています。その点をご理解いただき、明細書の発行を希望しない場合は窓口に申し出てください。

💡 電子的診療情報連携体制整備加算2の算定について

当院は、厚生労働省の定める施設基準において「電子的診療情報連携体制強化加算」を算定しています。

電子カルテやオンライン資格確認の導入、電子処方箋への対応、秋田県医師会が中心となっていて行っているハートフルネットへ参加しており、電子的診療情報連携体制整備加算2の要件を満たしています。

💡 夜間・早朝等加算について

当院は、厚生労働省の定める施設基準において「夜間・早朝等加算」を算定しています。詳細については、次のとおりです。

加算対象：初診料・再診料

加算対象時間帯：第1・3・5土曜日 午後1時～4時

加算点数：初診料、再診料とも50点を加算

💡 情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）について

当院では、情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）を導入しており、厚生労働省の定める研修プログラムを終了した医師が情報通信機器を用いて診療を行います。オンライン診療は、対面診療を補完するものとして導入しており、主に再診の患者さんを対象としています。初診の患者さんは、特別な事情が無い限りは対面診療とさせていただきます。（※オンライン診療の場合、初診の患者さんについては向精神薬の処方はできませんのでご了承ください）

💡 保険外併用療養費（選定療養費）制度について

疾患別（外来）リハビリテーションの保険適用による算定日数を経過した場合、月13単位までリハビリテーションを行うことができますが、それを超えてリハビリテーションを行う場合は、保険外併用療養費（選定療養費）制度を活用することで、リハビリテーションを行うことができます。介護認定を受けている方は保険外併用療養費の対象にはならず、自費によるリハビリテーションになります。

保険外併用療養費（選定療養費）制度の詳細については、疾患別リハビリテーションのページ（<https://omagari-rc.jp/rehabilitation/>）をご覧ください。

💡 生活習慣病管理料（Ⅱ）の算定について

当院では、「糖尿病」、「高血圧」、「脂質異常症」が主病で通院されている患者さんを対象（自己注射指導管理料を算定している方を除く）に生活習慣

病管理料(Ⅱ)を算定し、療養計画書をもとに服薬指導を行うなど総合的な治療管理を行います。

💡長期処方・リフィル処方せんについて

当院では、患者さんの状態に応じて28日以上長期の処方またはリフィル処方せんの発行に対応しています。長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かどうかについては、病状に応じて医師が判断します。

💡長期収載品の処方に係る選定療養について

令和6年10月より、医療上の必要があると認められず、患者さんの希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部(後発品最高価格帯の差額の4分の1の金額)が選定療養として、患者さんの自己負担となります。選定療養は保険給付ではない為、公費も適応にはなりません。

※長期収載品とは 後発品のある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、後発品置換え率が50%以上のものなど要件にあった医薬品です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

※選定療養とは 保険診療と保険外診療を合わせて行うことができるようにした制度のひとつで保険外診療になります。

💡外来・在宅ベースアップ評価料の算定について

当院では、医療従事者の待遇改善と安定的な医療提供のため、外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ及びⅡ-3を算定しています。

令和8年6月1日

大曲リハビリテーションクリニック

院長 細川 賀乃子